

して、提案の理由を御説明いたしました。

す。

外国為替及び外因貿易管理法は、外國貿易の正常な発展をはかり、国際收支の均衡、通貨の安定を確保することを目的としております。そのため、国際通貨基金協定の規定を受け、外因為替相場の建て方に關する規定を設けておりますが、本邦における外因為替の売買相場の変動の幅の制限に関する管理法の規定は、国際通貨基金協定の規定に比して、より制約的な面があり、必要以上に制限されております。このため、かりに為替相場の建て方に關しまして海外において何らかの措置がとられました場合には、本邦においてこれに即応して措置することが著しく困難となることも予想されますので、此の際、この点についての規定を改める等、最近における外因為替に関する海外の動向にかんがみ不適當と思われる規定を整理するため、所要の改正を行つこといたしました。

次に、現在の管理法におきましては、質問検査の対象が外因為替公認銀行と内務省に限定されておりますが、為替貿易管理制度の簡素化を進めるに伴い、管理の適正を期するためには、内外の貿易業者、保険業者、海運業者等この法律の適用を受ける取引を営業とする者に対しても質問検査を行い得るようになりますことが必要と考え、質問検査の対象にこれらのものをつけ加えることといたしました。

以上がこの法律案を提案いたしました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

○委員長(河野謙三君) 本案の補足説明及び質疑は後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 次に、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、大蔵当局より概要の説明を聽取いたします。

○政府委員(村上孝太郎君) この法律は簡単でございますので、梗概だけを申し上げますが、昨年の七月に「ホーブ」というたばこを新しく売り出したしました。八月から「みどり」というたばこを売り出しました。このたばこの売り行きはその後順調でありますので、試験販売期間をやめまして、本格的にこれを売り出そうと、こうしたことでおさしていただきたいと、こういう趣旨のものでございます。

○平林剛君 ○委員長(河野謙三君) 御質疑のある方は順次御発言を願います。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいま肺ガンの問題がございましたが、フィルター付のたばこが肺ガンの予防にいいんだというふうに、うわさと申しますが、そういう考え方があるというこ

とは、ただいまお説の通り、外因にはそういう意味でフィルター付のものが流行したということもあるかと思うのでありますけれども、まだこの点につましましては、医学的にはつきりした、

たばこが最近なぜ世界的に流行するかについてのうわさは下火になりましたね、これはただいまの御説明をお聞きいたしましたが、たばこの煙の中に発

たばこが吸う人に肺癌が多く、そこでその肺癌におそれをしている国民が、その被害を少しきなして、たばこを吸う人へ肺

がまだ出ておらないような状態でござります。われわれいたしましても、これがゆゆしい国民保健上の問題でござりますので、一般国民保健をつかさどっておりますところの厚生省からもいろいろ補助金が出ておりまし、そ

れから公社といしましても、喫煙科

学研究室といいうようなものを研究所の中に作りまして、日下研究をいたして

たばこに対する要望という意味から、公社もたばこを売り出したということ

あつたと思ひますけれども、その強い要望というのは、日本人でもたばこを吸い過ぎると肺ガンになるおそれがあるから、それであるからこれを研究し

てフィルター付の紙巻たばこを発売せよという声があつて、このような新製品を発売されたのかどうか。もしそうだとすると、これはどの紙巻たばこに

同じことが言えるわけで、大へんなことになると想ひます。どういう意

味で、このフィルター付紙巻たばこを国内の強い発売の要望に基いて作られ

たのか、その趣旨を御説明を願いたいと思うのです。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいま

肺ガンの問題がございましたが、フィルター付のたばこが肺ガンの予防にいいんだというふうに、うわさと申しますが、そういう考え方があるというこ

とは、たばこの嗜好の移動——購買力の移

動が非常にひんぱんに起るということ

から、何とか、四十円、あるいは日本

で二十五円というふうな、そういう価

格のたばこの銘柄をふやしたいといいう

けれども、ただいま発売の理由がそ

おりますが、まだ現在のところ、喫煙の煙の中から日本のたばこが先ほど中

し上げました三十四ベンツピレンとい

うようなものを摘出するところまでは至つております。そこで、このフィルター付のたばこをなぜ売り出されたのか。一般的の要望の中には、確かに外

國、たとえば米英あたりでは四割くら

いがフィルター付のたばこが売れて

いるようありますが、そういうふうな

正確には承知しませんし、まあそういう

ううわさがあつたかとも思ひますが、

ともかくも新しい型のたばこと申しま

すが、特に現在の日本のたばこの価格

体系と申しますものは、非常に一つの

値段のグループというふうなものが、

あまり豊富でございませんので、景気

の消長とかその他で、高いたばこと安

いたばこの嗜好の移動——購買力の移動が非常にひんぱんに起るということ

から、何とか、四十円、あるいは日本

で二十五円というふうな、そういう価

格のたばこの銘柄をふやしたいといいう

けれども、たばこを吸うと肺ガンになるので

きく宣伝をされますというと、日本人

でもたばこを吸うと肺ガンになるので

はないかという心配をなさる方があ

ります。これは将来たばこの売れ行き等

においても、現在は響いておりませんけ

れども、ただいま発売の理由がそ

うところにないということをわかりま

したけれども、もしかりに専売公社に

で、肺ガンとは関係ない、こういうふ

うに私考えおります。

○平林剛君 今回の提案が肺ガン予防

のためにフィルター付紙巻たばこを

発売したのではないという御説明があ

りましたから、私もそれを了承いたし

たいと思っております。先般アメリカ

の科学者の研究結論について、私ども

専門外でありますから、確かなことは

ないようだと思っております。

○平林剛君 今回の提案が肺ガン予防

のためにフィルター付紙巻たばこを

発売したのではないという御説明があ

りましたから、私もそれを了承いたし

たいと思っております。

○平林剛君 今回の提案が肺ガン予防

のためにフィルター付紙巻たばこを

られることになりますというと、今までのたばこより手間のかかる、いわば高級品になると思うのであります。そのためにはなはだしくコストが高くなるようなことはないか。コストが高くなるというと、専売納付金その他にいろいろな関係が出て参りますので、一體どの程度のコストになるのか、從来の紙巻きたばこに比較をして、どの程度経費がよけいかかるものか、それを一つお答え願いたいと思います。同時に現在は、「ホーブ」だけでござりますけれども、将来フィルター付紙巻きたばこをその他にも作っていく考えがあるかどうか。監理官、お答えに適当でないけれども、一つこの機会にあなたの方の知つてある範囲で御説明願いたいと思う。

将来フィルター付のたばこを、ほかにも銘柄をふやすかどうかという御質問のようですが、まあと公社といたしましては、いろいろこの需要に応じました新しい型のたばこというものを作りたいと思っております。たとえばキンターサイズのたばこであるとか、国内の葉タバコもたくさんできましたので、何とか将来の国民保健の障害にならない限りにおいてふやしたいと思つておるわけであります。そういうことで、今後キンターサイズのフィルター付のたばこだと、いろいろなそういう新しい型の一つとしてフィルターが将来使われるかどうかといふとにつきましては、それがこの「ホーブ」の販売によりまして国民の強い永続的な需要の方向に向つておるといふふうな確信がわれわれに得られますれば、今後もいろいろふやしていきたい、こういうふうに思つております。

○平林剛君 時間がありませんから、もう一つだけお尋ねして、私の質問を終りますが、製造たばこの値段について、政府はたびたび今回のような法律を提出しては議会の承認を求めておるのですが、実質的には議会の承認を得るまでは試製品であるといつて、企業はしばしばたばこは専売公社にその企業的には自主性を持たせていいのではありませんかという見解を持つておるわけであります。このような製造たばこについても、いわば商品でございま

から、商品がその専門家である専売公社の自主的な考え方で、ある程度幅を持たせた方がいいという主張もしておるから審議をするのであって、商人やあるいはそういう企業の専門家ではありませんから、それとも何かほかの方針をとつて、形式的な承認を求めるということではなく、大幅に企業の自主性というものを認めめた形で今後の仕事をやらせるかと思うのであります。何があなたの方にこのことに関してもお考えがござりますか、この機会に一つお考えを聞かしていただきたい。

うな点からみますと、これはやはり租税そのものではございませんけれども、専売価格といふやうなもののが、國民生活に与えます影響から申しますと、いうと、やはり財政立憲主義の建前から國会の議決をいただく、というこゝの方が私は必要であり、また大事なところではないかと思うのでございまして、その二つの要請を調和いたしましたのがこの製造たばこの定価法でございます。六ヶ月の試験期間をおいて公社に専門家としてのそのたばこの売れゆきその他についての判断をさせて、士体大丈夫だと思ったところで、この国会の議決を求める、こういうふうな銀行の制度というものは、この二つの概念を調和する制度としましても、私はまた妥当じゃないかと思いまして、現行制度以外に何か新しい考え方がないかと申されましても、ちょっと私の現在の立場からいへば、確かにこれがむしろべき制度はないのではないか、こういうふうに考えております。

事業利益金なのか、あれは一体消費税マイナス事業欠損なのかということがちつとも計算できない。それで先般も専売公社体の経営についてのいろいろな議論があり、あるいは改善意見が審議会から答申されていて、独立採算でやれ、能率を上げろということですが、独立採算といつてみても、結局税金と企業利潤あるいは企業損失と合体したものが、あるならば、果して専売公社の事業が一体独立採算になっているのか欠損になつてているのかわからない。たとえば鉄道とか電気公社、これは税金分がない、あの料金の中には……。従つてあの料金でやつて損益というのは、これは全部企業の損益で、専売公社の分は税金部分が非常に多い。従つて企業の努力をしたかしないかということははつきり出てこない。もつとおかしいことは、たとえば生産費の節約といふことを考へた場合に、今の「ホーブ」は十一円だ、一割の節約をしようと思う。非常に大へんな節約をしてもたつた一円にしか益金が出ない。ところが十四円の物に対する二十六円のもうけがありますから、少し無理をして高い物をちょっと売れば益金はその方がうんと出る。マージンが多いから……。そうすると、専売公社は一体まじめな努力をして生産費の低減をはかるよりも、そつちの方はすっぽかしておいて、そうして無理に高い物を売るによって益金はじょんじょん上る、こういうふうなことになるのですよ。ここに、私は専売公社の事業のほんとうに採算に合うようなまじめな努力をするかしないかということのけじめがな

税金が幾らということを二つに分けて計算して、そうして税金部分はちょうど鉄道で通行税を右から左へ国庫へ納めておるようだに、税金部分は右から左に国庫へ納めて、益金だけでもって、その資金の調達も考えるし、また損益計算もするということで、初めて専売公社のほんとうの企業精神にのつとつて独立採算の事業をやっているのだといふことがはつきり出てくると思います。そういうことをやるといふことは、さつき申し上げました通り、数年前にこの委員会ですいぶん激しい議論が出た。その後昭和二十九年の公企体能率委員会においても、これが取り上げられて、まさにその通りそれをやるべきだけれども、今すぐ専売公社にそれをやれといつても、ちょっと大へんかもしれませんから、さしむきの方法として生産費を調べて、これを公表して、その生産費の増減で能率の増減を見、一応のこととでやるよりほかあるまいという答申で、現にそいやつていると思います。ところが昨年の十二月あいづふうな専売事業の改善についても、大幅な改善意見が出ておる際でもあるので、私は数年前からこの委員会で問題になつておる今のような四十円のうち幾らが品代金で幾らが税金だ、品代金だけについて専売公社は資金のやりくりをして計算をしなさい。税金は右から左に納めなさい、こういうような企業経営的な方にもつていくべきだと思うのですが、村上さんあるいは大蔵省としてその点どういうふうにお考えになつておりますか。この問題は私は先般の公企体審議会の答申に関連して、もう少しほかの問題に関連して、

○政府委員(村上幸太郎君) 非常に大きな問題でござりますが、専売価格の中でどこまでが税金でどこからがコストあるいは企業努力による利益だ、こういう問題、これは私が記憶しております限りでは、相当古くから議論されております。先ほど杉山委員が引かれたました昭和二十九年の合理化審議会で、その問題が出来ましたときに、当時の公社總裁は、その二つは区別しない方が消費専売制度のいいところだ、こういうことでむしろ反対をしておられました。しかしまあ専売価格というものが消費税制度と違うというところは確かにそういうところかもしれないと思ひます。が、最近のごとく公社の經營の能率化をめざして、能率に応じて信賞必罰がはつきり加わるようなそういう制度でもって一公社はいわば独占事業でありまして、他の競争企業とかあるいは金融機関とかあるいは株主総会といふようなものの統制、干渉のない、こういう特殊な企業体におきます能率をいかに確保するかという問題として、もう一度そういう問題を検討すべきだと私は思っております。御存じのように予算書の参考書に載っております予定原価制度であります、これ以上が企業利益であります、これが税金だというところになりますと、予算をきめるときには、これは議論が出てきて、なかなか

きまらないわけですが、できるだけがとうい——そういうふうに身銭に関することがありますと、公社としては大問題でありますから、どこかがコスト部分だけを客観的に合理的に計算されると、ということをきめることは、これはなかなかむずかしいわけであります。それが客観的に計算されるものであれば、たとえ専売利益として企業利益あるいは税金と一緒に取りまして、それが見ても客観的にこれが合理的なコストの線だというような、何といいますか、計算ができるという方法があるかどうか、今度の公企体審議会がまた起きりますについても、非常に目下検討し勉強しておるところでございまして、公共企業体審議会の答申にございまます政府は調査会を設けてもう少し勉強しようと答申の趣旨にのつとりまして、来年度作らうと思っております。たゞ、どうかということも、私どもとしては研究いたしたいと思っております。ただ、ただいまのところは、結論的にどうしたらば妥当な計算制度が得られるかということについては、まだ確信がない状態でございます。

○委員長(河野謙三君) 御異議ないとの認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(河野謙三君) 次に、昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、大臣蔵省当局より内容の説明を聴取いたしました。

○政府委員(小熊零次君) 昭和二十九年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、すでに政務次官から提案の理由が述べられたわけでございますが、若干補足いたしまして御説明申し上げたいと思います。

この法律は昭和二十八年度に制定されまして、その後毎年延長して参ったわけでありまして、その趣旨といたしましては、従来と変りはございませんが、その内容につきまして簡単に御説明申し上げますと、まず第一の問題といたしましては、現在国債の償還につきましては、国債整理基金特別会計法の第二条の第二項の規定によりまして、前年度におけるところの国債総額の万分の百十六の三分の一相当額の繰入規定がございますが、そのほかに財政法の規定によりまして、前々年からありますのが、財政の事情から申しまして、この先ほど申し上げました万分の百十六の一相当額を国債償還のため繰り入れることになつておりますが、財政の事情から申しまして、この先ほど申し上げました万分の

百十六の三分の一相当額の繰り入
は、これは適用しない。三十三年度
についてはさらに適用しないというこ
とにいたしたい、こういうことが第一
でございます。
それから第二点といたしましては
日本国有鉄道と日本電信電話公社が
足いたしました際に、その負担して
りましたところの国債の債務を一般
計が肩がわりいたしまして、そうし
一般会計が国債整理基金特別会計に
り入れる、こういうことになつてお
ます。電々と国鉄はその財源を一般
計に納付することになつております
けれども、事務簡便化の見地から申
まして、日本国有鉄道 電々公社が支
接国債整理基金特別会計に繰り入れ
納付する、こういうような方法を二
八年度からとつておつたわけでござ
ますが、これをさらに三十三年度にこ
きましても同様の措置を講じよう、こ
のようにいたしたいと存じまして、こ
の法律をさらに三十三年度まで延ばす
という態勢を提案いたしておるわけで
あります。簡単でございますが、こ
で補足説明を終りといたします。

これと見えておはした公り線て公お發い下にいじりておはした公り線て公お發

ましても、すでに政務次官から提案の理由の説明がございましたが、その内容を補足して御説明申し上げます。この内容は、漁船再保険特別会計におけるところの特殊保険勘定と給与保険勘定に生じましたところの損失を、それぞれ埋めるための繰り入れ法でございます。

まず、特殊保険勘定について申し上げますと、これは漁船の拿捕、抑留というような事故が発生しました際の経理をするための勘定でございますが、昭和三十一年度におきますところの保険事故が異常に発生いたしましたために、この勘定に赤字が四千四百七十万円ほどあります。これは漁船の拿捕、抑留と六千円発生いたしましたので、これにつきまして、この勘定が異常に発生いたしましたため、これにつきましては、この勘定に繰り入れ措置を講ずる。

それから第二点は、給与保険勘定で

ございますが、これにつきまして、この乗組員の拿捕・抑留というような

関係から事故が発生しまして、これにつきまして三十三年度におきまして、

一般会計からこの勘定に繰り入れ措置

を講ずる。

それから第三点は、給与保険勘定で

ございますが、これにつきまして、

この乗組員の拿捕・抑留というよう

な問題があると思ふ。これを根本的に……、

年に農業共済の問題があると思うのです

が、それに関連して一つ資料を出して

いただきたい。それは、こういう保険

が出ましてから、何年くらいかちょっと

と記憶しておりますけれども、ここ

十年間——もつと長いかも思いますが、それくらいの間に毎年損失金を

つきまして八千三百五十万円というも

のをこの勘定に繰り入れようとするも

のでございます。

なお、金額の内訳といいまして

は、特殊保険勘定におきまして、決算

上の損失は実は一億三千九百九十万円

程度ございましたが、三十一年度まで

ございましたが、急ぎはしませんか

でござりますが、それを差し引きまして

四千四百七十余万円ということになる

わけでございます。

それから給与保険勘定におきましては、三十二年の十二月末現在の損失と

いたしまして、七千三百七十八万円程度ござりますが、さるに三十一年度で

欠損を埋めましたあとにおきまして若

干まだ損失が出ておりまして、それが

九百六十七万円ばかりございます。それを合計いたしますと、八千三百四十

万円、こうすることになる次第でござります。

以上で補足説明を終ります。

○委員長(河野謙三君) これより本案

に対する質疑を行います。

○岡崎眞一君 これは、私はこの前

国会でも質問したことなんですねけれど

も、毎年損失金をカバーするというこ

とは、これは保険の本質じゃないと思

うのですが、そういうた、その他の、

この社会保障的な問題があると思いま

すので、これが納得できぬところに問

題があると思う。これを根本的に……、

年に農業共済の問題があると思うのです

が、それに関連して一つ資料を出して

いたいたいということをございます。

○委員長(河野謙三君) 次に、関税法

の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保護条約第三条に基く行政協定の実

施に伴う関税法等の臨時特例に関する

法律の一部を改正する法律案

以上二案を一括議題として大蔵省当

局より内容の説明を聽取いたします。

○説明員(木村秀弘君) 先日提案理由

の説明を政務次官からいたしておりま

るので、多少敷衍をいたしまして御

説明申し上げます。

まず、関税法の一部を改正する法律

案につきましては、その主要な点は三

点ございまして、その第一点は、從

来保稅地域を通じて相当の密輸事件が

行なわれておるという実情がございま

すので、税關長が、特に保稅地域と保

稅地域外との交通をする場合に、必要

な運搬の運送手段を指定する場合に、

ある場合には、どの経路を通じて交

通をしなさいといふことをその交通の

場所を指定するわけであります。そ

うことによりまして、現在無統制に

行われている保稅地域と保稅地域外

との交通にある程度の統制を加えまし

て、密輸の発見に便ならしめようとい

うことなどが第一点でございます。

第二点といたしましては、現在輸入

の許可前に外國貨物を引き取るとい

うことと第一点でございます。

第三点といたしましては、一方のひまな開港を閉鎖

いたしまして、そういう忙しい不開港

を閉鎖としてそこへ新たに人員を配置

します。

それから給与保険勘定におきましては、

この際一つお申し出願います。――

ございませんが、農業のやつもありま

せね、農業災害のやつ、共済の。あ

れも一緒に……。それから、特に非常

に繰り入れ金が大きいときは、それ

はこういう特殊の事情があつたという

理由をちょっとそれにつけて加えていた

だけです。それだけです。

○岡崎眞一君 これは、これが納得できぬところに問題があると思う。これを根本的に……、

年に農業共済の問題があると思うのです

が、それに関連して一つ資料を出して

いたいたいということをございます。

○委員長(河野謙三君) 他に御質疑がな

ければ、本案に対する残余の質疑は後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 他に御質疑がな

れば、本案に対する残余の質疑は後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 他

り受けの申告を待たないで、一方的に税闇で告知ができる、いわゆる納稅義務者の確定といふ点が第一点でござります。

第二点といたしましては、第二次以降の譲り受けの場合につきましても、自動車のように登録制がしかれておるもの、あるいは紙幣制度の確実に行われておる物品、そういうものにつきましては、第二次以降の譲受人は第一次の譲受人と連帶して納稅する義務を持つ、いわゆる連帶納稅義務の規定を置いたことであります。なお、第二次以降の譲受人が業者である場合、外國物品を販売することを業としておるものである場合につきましては、そういう特定物品でない物品につきましても、ちやならないという規定を置いたことであります。

第三点といたしましては、これらの納稅義務者または連帶納稅義務者が、今申し上げましたような物品を持っておることがわかりました場合には税闇長が保稅地域に搬入することを命令することができる、もしその物品の所有者または所持者がこの命令に従わない場合におきましては、かわって税闇で搬入を行なって、その費用を所有者または所持者に支払わせることができる、いわゆる保稅地域への強制搬入規定を置いたことが第三点でございます。

以上簡単でございますが、説明を終ります。

○委員長(河野謙三君) これより本案に対する質疑を行います。——別に御質疑もなければ、本案に対する審議は後日に譲ります。

なお、資料の御要求等ございません

か。(なし)と呼ぶ者あり)

それでは本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

二、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案

三、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

四、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

五、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

六、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

七、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

八、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

九、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

十、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

十一、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

十二、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

十三、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

十四、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

十五、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

十六、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

十七、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

十八、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

十九、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

二十、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

二十一、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

二十二、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

二十三、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

二十四、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

二十五、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

二十六、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

二十七、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

二十八、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

二十九、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

三十、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

三十一、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

三十二、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

三十三、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

三十四、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

三十五、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

三十六、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

三十七、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

三十八、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

三十九、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

四十、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

四十一、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

四十二、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

四十三、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

四十四、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

四十五、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

四十六、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

四十七、外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案

か。(なし)と呼ぶ者あり)

それでは本日はこれにて散会いたしました。

午前十一時三十九分散会

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、酒税の保全及び酒類業組合等に付託する法律の一部改正に関する請願(第九七一号)

二、所得税軽減等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

三、生命保険料控除額引上げに関する請願(第一〇四八号)(第一〇五三号)

四、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

五、生命保険料控除額引上げに関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

六、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

七、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

八、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

九、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

十、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

十一、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

十二、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

十三、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

十四、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

十五、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

十六、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

十七、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

十八、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

十九、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

二十、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

二十一、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

二十二、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

二十三、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

二十四、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

二十五、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

二十六、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

二十七、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

二十八、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

二十九、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

三十、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

三十一、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

三十二、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

三十三、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

三十四、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

三十五、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

三十六、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

三十七、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

三十八、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

三十九、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

四十、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

四十一、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

四十二、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

四十三、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

四十四、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

四十五、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

四十六、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

四十七、酒税の保全及び酒類業組合等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

明らかであるから、本法律の第三十八条から右数議決権を削除し、酒類業組合が、組合員全員の共同利益のため運営され、中小企業者が父祖伝来の事業を堅持するとともに、われわれが納付する酒税がひとしく保全される措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇四八号 昭和三十三年三月五日 受理

一、生命保険料控除額引上げに関する請願(第一〇四八号)(第一〇五三号)

二、所得税軽減等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)

三、生命保険料控除額引上げに関する請願(第一〇四八号)(第一〇五三号)

四、紹介議員 千葉 信君

五、紹介議員 英男

六、紹介議員 武田 忠雄

七、紹介議員 青木 剛君

八、紹介議員 平林 剛君

九、紹介議員 新吉 外六名

十、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 中川英男

十一、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

十二、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 青木剛君

十三、紹介議員 平林 剛君

十四、紹介議員 新吉 外六名

十五、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

十六、紹介議員 平林 剛君

十七、紹介議員 新吉 外六名

十八、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

十九、紹介議員 平林 剛君

二十、紹介議員 新吉 外六名

二十一、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

二十二、紹介議員 平林 剛君

二十三、紹介議員 新吉 外六名

二十四、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

二十五、紹介議員 平林 剛君

二十六、紹介議員 新吉 外六名

二十七、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

二十八、紹介議員 平林 剛君

二十九、紹介議員 新吉 外六名

三十、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

三十一、紹介議員 平林 剛君

三十二、紹介議員 新吉 外六名

三十三、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

三十四、紹介議員 平林 剛君

三十五、紹介議員 新吉 外六名

三十六、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

三十七、紹介議員 平林 剛君

三十八、紹介議員 新吉 外六名

三十九、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

四十、紹介議員 平林 剛君

四十一、紹介議員 新吉 外六名

四十二、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

四十三、紹介議員 平林 剛君

四十四、紹介議員 新吉 外六名

四十五、紹介議員 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

四十六、紹介議員 平林 剛君

四十七、紹介議員 新吉 外六名

中小商工業者の税負担が依然として過重にあるから、昭和三十三年度予算編成に関連して、(一)剩余財源は減税に充当すること、(二)減税の基本方向を所得税中心にすること、(三)所得税の減税方式は各種控除の引上げにより免除される場合、(一)中小法人税率の引下げ、無人格法人に対する法人税課税の廃止、同族法人の行為計算の否認の廃止、(二)間接税の軽減、物品税の廃止、(三)租税特別措置の改廃、(四)事業税、大衆的飲食税の減税と固定資産税の免課税点の引上げ、(五)住民税の軽減、(六)中小業者の店舗改装、設備改善積立金の免税等の実現を図られたとの請願。

第一〇六七号 昭和三十三年三月六日 受理

所得税軽減等に関する請願(七通)

一、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

五、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

六、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

七、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

八、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

九、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十一、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十二、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十三、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十四、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十五、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十六、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十七、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十八、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十九、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十一、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十二、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十三、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十四、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十五、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十六、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十七、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十八、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十九、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十一、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十二、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十三、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十四、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十五、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十六、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十七、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十八、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十九、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十一、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十二、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十三、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十四、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十五、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十六、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十七、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

明瞭かであるから、本法律の第三十八条から右数議決権を削除し、酒類業組合が、組合員全員の共同利益のため運営され、中小企業者が父祖伝来の事業を堅持するとともに、われわれが納付する酒税がひとしく保全される措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇六六号 昭和三十三年三月六日 受理

所得税軽減等に関する請願(二通)

一、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

五、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

六、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

七、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

八、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

九、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十一、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十二、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十三、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十四、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十五、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十六、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十七、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十八、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

十九、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十一、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十二、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十三、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十四、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十五、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十六、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十七、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十八、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

二十九、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十一、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十二、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十三、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十四、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十五、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十六、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十七、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十八、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

三十九、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十一、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十二、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十三、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十四、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十五、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十六、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

四十七、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木

中小商工業者の税負担が依然として過重であるから、昭和三十三年度予算編成に関連して、(一)剩余財源は減税に充当すること、(二)減税の基本方向を所得税中心にすること、(三)所得税の減税方式は各種控除の引上げにより免